

#### 【別紙4】 化学物質室内濃度調査要領

実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」（平成15年6月6日付国土交通省住宅局住宅総合整備課公共住宅事業調整官名事務連絡、平成16年3月16日一部変更）、「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について」（平成31年1月17日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知薬生発0117第1号）により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。

測定対象の化学物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン

測定方法：アクティブ法により採取し、HPLC、GC法により測定

測定対象及び測定箇所数：建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする